

令和5年度版
美瑛町移住定住促進
民間賃貸住宅家賃助成金のご案内

(R6. 1. 1 ver)



この助成金は町内の民間賃貸住宅に入居する方に対し、家賃の一部を助成することで美瑛町への移住定住を促進しながら、町の活性化を図ることを目的としています。

美瑛町住民生活課移住定住推進室

電話 0166-74-6171

lju-teiju@town.biei.hokkaido.jp

助成金と交付期間

- ①家賃の月額2分の1以内とし、10,000円を限度とします。ただし、1,000円未満の端数があるときは、切り捨てます
- ②助成方法は美瑛町電子地域通貨（Beコイン）にて交付します
- ③18歳に達する日以降、最初の3月31日までのお子さんを養育する世帯には、「子育て加算」として美瑛町電子地域通貨10,000ポイントを加算します。ただし、助成対象日数が15日に満たない月は除きます
- ④交付期間は最大36カ月です
- ⑤「美瑛町結婚新生活支援事業」の住居費の対象となった期間は、「美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成交付期間」から除きます。

交付申請

対象住宅として登録を受けた民間賃貸住宅に入居した方は、年度毎に次の申請書に各書類を添えて申請願います。

なお申請する際、初年度については転入日が属する翌月末まで、また助成を受けている方で年度が替わった際の再申請時には、5月末までに申請願います。この期間を経過した後に申請があった場合は、経過した期間を交付期間から除くものとしします。

- A：美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成金交付申請書（別記様式第3号）
- B：賃貸契約書の写し
- C：世帯全員の町税等に滞納が無いことを証明する書類
- D：町税等の納入状況及び住民登録状況等確認同意書（別記様式第4号）

助成金の請求

交付申請後、助成の決定を受けた方は、上半期（4月1日～9月30日）および下半期（10月1日～3月31日）の末日までに、次の書類により、役場住民生活課移住定住推進室へ請求してください。

- A：美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成金請求書（別記様式第6号）
- B：家賃の支払いを証する書類

助成対象者

対象住宅の契約者で次のいずれにも該当する方

- ①契約者が令和3年4月1日以降に自分の意思により美瑛町に転入し、生活の本拠地としている方。ただし、町内企業等への転勤者は除く
- ②民間賃貸住宅を自分の居住用以外の目的に使用し、もしくは転貸または譲渡しないこと
- ③世帯全員が過去に助成金の交付を受けていない方。
- ④世帯全員が当該民間賃貸住宅への住居手当を受給していないこと
- ⑤世帯全員が町税等を滞納していないこと
- ⑥生活保護法による保護を受けていない世帯であること
- ⑦世帯員に国家（地方）公務員及び一部事務組合等の職員がいない方
- ⑧世帯全員が美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しない方

※交付期間 36 カ月中に要件を満たさなくなったため対象外となった場合でも、再び要件を満たすことで再度対象になる場合もあります。

対象住宅

対象住宅とは民間賃貸住宅のうち、対象住宅として登録を受けた物件で、以下の物件は除きます。

- ①家賃が 30,000 円未満の民間賃貸住宅
※家賃とは、賃貸料の月額から管理費や共益費、及び駐車場使用料などを除いた額をいいます
- ②町営住宅・公営住宅などの公的賃貸住宅
- ③社宅・社員寮等の給与住宅
- ④助成を受ける方の3親等以内の親族が所有する住宅
- ⑤助成を受ける方が所属する法人が所有する住宅
- ⑥助成を受ける方が所属する法人の構成員及び職員が所有する住宅

Q & A

Q1. 美瑛町内のどの賃貸住宅に入居しても、助成を受けられますか？

A1. 対象住宅として申請を受け、登録となった賃貸住宅が対象となります。
対象住宅は随時追加されますので、次のサイトをご覧ください。



Q2. 子どもが二人いるけど、子育て加算はいくら加算されますか？

A2. お子さんが複数人の場合でも、一世帯に対し10,000ポイントとなります。

Q3. 決定を受けた助成金の取り消しもありえますか？

A3. 虚偽の申請や不正行為が判明した際は、取り消しや変更、もしくはすでに交付した助成金の返還を求められることがあります。

Q4. 美瑛町電子地域通貨ではなく、現金での助成はできますか？

A4. 助成は現金ではなく、電子地域通貨のみとなります。

Q5. 美瑛に移住し対象者となりましたが、就職先から住宅手当が支給されるため途中で対象外となりました。しかし移住後の交付期間（36カ月）中に離職したのですが、再度助成対象になるのでしょうか？

A5. 交付対象期間中に再び助成対象者としての要件を満たした場合、残りの期間が対象となる場合もありますので、ご相談ください。なお、再び要件を満たした際は、該当することとなった翌月末までに再申請願います。